社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業のご案内

この制度は、国及び群馬県の補助を受けて、群馬県社会福祉協議会(以下「群馬県社協」)が実施する公的な貸付制度です。

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す群馬県内のひとり親家庭の親に対し、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(以下「高等職業訓練促進資金」)を貸し付け、自立の促進を図ることを目的とするものです。

◆貸付対象者◆

下記の要件をすべて満たす方が対象です。

- ①高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方
- ②県内に住所を有している方
- ③養成機関等を卒業後、取得した資格が必要な業務に従事しようとする方
- ④高等職業訓練促進給付金の支給機関(市、保健福祉事務所)から推薦を受ける方
- ⑤同種の修学資金を他から受けていない方及び受ける予定のない方
 - 〇併用不可:保育士修学資金貸付等制度、介護福祉士修学資金等貸付制度、専門実践教育訓練 給付金(就職準備金は併用可能)。
 - 〇併用可能: 母子父子寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉資金貸付制度、独立行政法人日本学生 支援機構、地方自治体・民間団体・病院等による奨学金や貸付金、専門実践教育 訓練給付金(入学準備金は併用不可)。

◆貸付額◆

①入学準備金 500,000円以内 ②就職準備金 200,000円以内

◆貸付利子 及び 延滞利子◆

連帯保証人を立てた場合、貸付利子は無利子です(連帯保証人を立てない場合は年利1%となります)。

なお、返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して延滞利子(年利3%)が発生します。

◆連帯保証人◆

原則、連帯保証人を必要とします(独立の生計を営む方で県内に居住する方)。

◆返還が免除になる場合◆

養成機関を修了して資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間 従事した場合は、申請により返還債務額が免除されます。

※1週間の所定労働時間が20時間以上であること。雇用形態は問いません。

◆留意事項◆

養成機関修了時までに高等職業訓練促進給付金の対象でなくなる場合には、契約解除となり、返還となります(例:再婚によりひとり親でなくなる等)。

◆資金交付までの流れ◆

①資料の 配付



②申請書類 の提出

- ◇申込みの前に、県社協から配布される資料を一読し、不明な点は県社協へ問い合わせていただきます。高等職業訓練促進給付金の申請をした市役所、保健福祉事務所の窓口を通じて、資料の請求をしてください。
- ◇高等職業訓練促進給付金の相談や申請をした市役所(市部)、保健福祉事務所(町村部)の窓口を通じて申込をしていただきます。

■申込に必要な書類

- (1)高等職業訓練促進資金貸付申請書(要領様式第1号)
- ②戸籍謄本

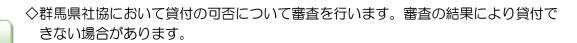
ことが必要です。

- ③身上調書(要領様式第2号)
- ④高等職業訓練促進給付金等支給決定通知(写)
- ⑤住民票(世帯全員の記載があり、住民票コード、個人番号以外に省略のないもの)
- ⑥《入学準備金申請時》
 - ・養成機関入学にあたり必要な費用が確認できる書類の写し (入学金、教材費、参考書、学用品等の納付書や入校案内または領収書等) 《就職準備金申請時》
 - ・養成機関の課程を修了したことを証明する書類(卒業(修了)証明書等)
 - ・取得した資格を証明する書類(合格証等の写し及び登録証の写し等)
 - •採用(内定)通知
 - ・ 就職にあたり必要な費用が確認できる書類 (転居費用、被服費、通勤に要する費用等の領収書等)
- ⑦《連帯保証人については、次の書類》
 - 住民票(住民票コード・個人番号以外に省略のないもの)
 - 所得を証明するもの(市町村発行の所得証明、源泉徴収票等)

③面接審查



4審査



◇連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の方も同席の上で、面接を受けていただく

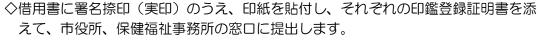


⑤貸付決定

◇貸付の可否については、借入希望者、連帯保証人、市役所・保健福祉事務所等に郵送にて通知します。



- ⑥借用書の 提出
- ◇群馬県社協との間で契約を結びます。





◇指定□座に一括で貸付金を振り込みます。

⑦貸付金の 交付 ◇資金の交付は、養成機関入学後または、就職後になります。

<問い合わせ先>

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター 4F

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 担当

Tel. 027-255-6031 Fax. 027-255-6444